

# 変更届提出書類一覧表【介護予防通所介護相当サービス】

■ 変更届共通提出書類 ※共通書類はいかなる変更事項においても必ず提出してください。

① 変更届出書(様式第5号(第7条関係))

② 付表2-1 介護予防通所介護相当サービス事業者の指定に係る記載事項

③ 付表2-2 介護予防通所介護相当サービス事業者(2単位目以降)

④ 付表2-3 介護予防通所介護相当サービス事業者を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項

※ 付表2-2、2-3 は該当する場合のみ提出してください。

■ 変更事由別添付書類一覧 (上記共通書類と合わせて提出してください。)

変更があった事項	添付書類	様式	備考
事業所(施設)の名称	① 運営規程(新・旧)		変更箇所を明示
	② 契約書		変更箇所を明示
	③ 重要事項説明書		変更箇所を明示
事業所(施設)の所在地	① 運営規程(新・旧)		変更箇所を明示
	② 契約書		変更箇所を明示
	③ 重要事項説明書		変更箇所を明示
	④ 平面図	参考様式17	
	⑤ 位置図		
事業(開設)者の名称・主たる事務所の所在地	① 運営規程(新・旧)		変更箇所を明示
	② 契約書		変更箇所を明示
	③ 重要事項説明書		変更箇所を明示
代表者の氏名及び住所	① 法人登記事項証明書		
	② 誓約書	参考様式22	
登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)	① 法人登記事項証明書		
事業所(施設)の建物の構造、専用区画等	① 居室等面積一覧	参考様式4	平面図に面積が記載されていれば省略可
	② 平面図		変更箇所を明示
事業所(施設)の管理者の氏名及び住所	① 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	参考様式1	変更月のもの(ただし、月の途中で変更があった場合は、変更月とその翌月のもの)
	② 誓約書	参考様式22	
サービス提供責任者の氏名及び住所等	—	—	—

変更があった事項	添付書類	様式	備考
運営規程	① 運営規程(新・旧)		変更箇所を明示
	② 営業日、営業時間に変更がある場合は、従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	参考様式1	変更月のもの(ただし、月の途中で変更があった場合は、変更月とその翌月のもの)
その他	① 生活相談員の経歴書	参考様式3	
	② 生活相談員の資格証又は実務経験証明書(写しでも可)	参考様式20	※1
	③ 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	参考様式1	変更月のもの(ただし、月の途中で変更があった場合は、変更月とその翌月のもの)

備考2 当該変更事項に対する添付書類で、法人登記事項証明書や契約書等の内容に変更がないものは、提出不要です。

※1 「社会福祉主事任用資格」「社会福祉士」「精神保健福祉士」のいずれかの資格を有する場合は、提出不要です。また、複数の法人を経由して実務経験期間を証明する場合は、各法人からの証明書の交付を受け、提出して下さい。また、業務内容については、具体的な業務の内容を記入してください。例)入所者の生活相談業務、通所介護事業所での介護業務 等。

#### 山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例(第5条第2項)

生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められるものでなければならない。

1 「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者」の資格要件

- 社会福祉主事任用資格
- 社会福祉士
- 精神保健福祉士

2 「同等以上の能力を有すると認められる者」の要件

(1) 介護保険施設・事業所(福祉用具販売、貸与事業所は除く)において、計画の作成業務、又は相談援助業務の実務経験が通算1年以上

(2) (1)に該当しないが、介護福祉士資格又は介護支援専門員資格を有する者、若しくは実務者研修修了者のうち、介護保険施設・事業所(福祉用具販売・貸与事業所は除く)において、入所者・利用者の直接処遇に係る業務の実務経験が通算3年以上